

入札説明書

令和6年中讃広域行政事務組合告示第8号に基づく入札等については、組合が準用する丸亀市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年3月26日

2 契約担当部局

〒764-0021 香川県仲多度郡多度津町堀江5丁目11番地

中讃広域行政事務組合 企画課（担当：矢野）

電話 0877-58-5321

3 入札に付する事項

(1) 調達物品 MDM サービス貸借業務

(2) 数量、規格等 仕様書による。

(3) 納入期限及び貸借期間

納入期限 ①スマートフォン端末用 令和6年4月26日

②タブレット端末用 令和6年8月31日

貸借期間 令和6年4月26日から令和11年3月31日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除する場合がある。

(4) 納入場所 仕様書による

(5) 入札方法

（貸借期間中の貸借料金の総額）で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

次に掲げる(1)から(3)のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 中讃広域行政事務組合建設工事指名停止等措置規程による入札参加停止の措置期間中でない者

(3) 入札公告で掲げる入札参加資格について、確認を受けた者

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記2に同じ。

(2) 入札の日時及び場所

令和6年4月16日（火）午前11時00分

仲多度郡多度津町堀江5丁目11番地 瀬戸グリーンセンター 2階会議室

（入札を郵便等により行う場合は、令和6年4月15日午後5時までに必着のこと）

(3) 入札の無効

本件公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに契約規則第 18 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに(2)の場所にて行う。

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、中讃広域行政事務組合競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、丸亀市契約規則第32条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は管理者の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(8) 契約条項

別紙 契約書（案）のとおり

(9) 上記4（3）に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。